

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 28 日

公益社団法人静岡県薬剤師会 様
静岡県医薬品卸業協会 様
静岡県医薬品登録販売者協会 様
静岡県配置医薬品協議会 様
静岡県置き薬協会 様

静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局及び医薬品の販売業に
係る取扱いについて

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から連絡があり、本県における取扱いについて、別添写しのとおり県保健所衛生薬務課宛て連絡したので、貴会会員へ周知願います。

担 当 薬 事 企 画 班
電話番号 054-221-2411

各保健所衛生薬務課 様

薬事課

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局及び医薬品の販売業に係る取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から事務連絡がありましたのでお知らせします。

本県における取扱いについて、当該事務連絡によるとともに、下記のとおり取り扱うこととしますので、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、届出の受付は郵送による方法を案内する等適切な運用について御配慮願います。

なお、別途別記団体宛て連絡しました。

記

1 管理者の兼務について（事務連絡記の1（2））

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第7条第3項等に規定される兼務の許可については、休止届の備考欄に、管理者が従事しようとする薬局等の名称、所在地、許可番号及び年月日並びに管理者の連絡先電話番号を記載し、従事前提出により兼務許可を受けたものとみなすこととする。

2 薬局等の営業時間等について（事務連絡記の1（3））

一時的な薬局等の営業日、営業時間等の変更については、薬局等の見やすい場所への掲示、ホームページへの掲載、法第8条の2第2項に基づく薬局機能情報提供制度の変更報告等により患者等に対して十分に周知するよう指導すること。

なお、薬局機能情報提供制度により周知する場合、別紙によること。

また、休止においては、かかりつけとしている患者が困らないよう、連絡先について同様に周知を図ること。

3 薬局開設許可更新等の手続について（事務連絡記の3（2））

許可更新申請の受付時に構造設備や台帳記載事項について変更の有無を確認し、その変更の内容が軽微であるなど過去の立入調査の結果等により許可処分が可能な場合は、必ずしも立入調査を要しないこと。この場合、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、調査が可能となった時には優先的に立入調査を行うこと。

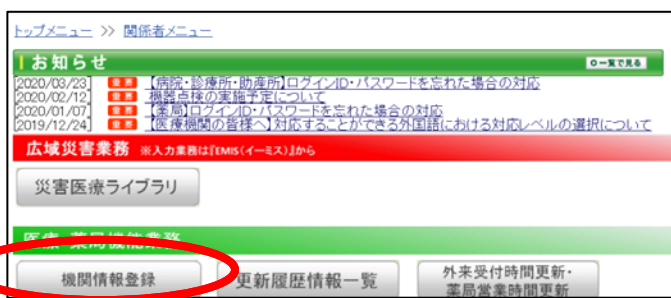
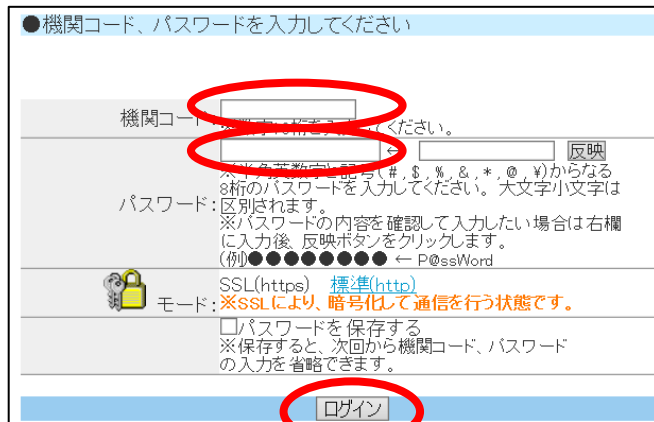
担当 薬事企画班
電話番号 054-221-2411

＜薬局機能情報による一時的な営業時間変更等の周知方法＞



①「医療ネットしずおか」の「関係者ログイン」をクリック

②機関コード、パスワードを入力
「ログイン」をクリック



③「機関情報登録」をクリック

④「変更」にチェックを入れ、
「報告する」をクリック



<医療機能情報>
※人数等の数値項目は半角で入力してください。

項目	入力状況	更新日時	入力
1. 連絡担当者			
(1) 薬局許可情報 (2) 薬局の名称 (3) 薬局の開設者 (4) 薬局の管理者 (5) 薬局の所在地 (6) 薬局の案内用の電話番号及びFAX番号	登録完了	2020/01/09 15:35	入力
2. 基本情報等			
(7) 営業日・開店時間	登録完了	2020/01/09 15:35	入力
(8) 休業日 (9) 開店時間外の対応 (10) 健康サポート薬局である旨の表示 (11) 薬剤師不在時間の有無 (12) 薬局からのお知らせ	登録完了	2020/04/28 11:34	入力
3. 薬局へのアクセス			
(1) 薬局までの主な利用交通手段 (2) 薬局の駐車場 (3) 案内用ホームページアドレス (4) 案内用電子メールアドレス	登録完了	2020/01/09 15:34	入力
4. 薬局サービス等			
(1) 相談への対応 (2) 障害者に対する配慮	登録完了	2020/01/09 15:34	入力

⑤ 2. 基本情報等の(8)~(12)の「入力」をクリック

※その他の項目は変更しないこと(即時に反映されなくなります)

※「健康サポート薬局」にチェックする場合は、あらかじめ、所管する保健所に届出を行う必要があります。
また、届出には厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類を添付する必要があります。

(11) 薬剤師不在時間の有無

項目名	該当
01 薬剤師不在時間の有無	<input type="checkbox"/>

※「薬剤師不在時間の有無」にチェックする場合は、あらかじめ、所管する保健所に届出を行う必要があります。

(12) 薬局からのお知らせ

薬局からのお知らせ

※お知らせ、イベント情報等を記載してください。

内容を入力して、「一時保存」または「登録完了」ボタンをクリックしてください。
※本調査項目に変更がない場合も、「登録完了」ボタンをクリックしてください。

一時保存 登録完了

⑥ 必要事項を入力し、「登録完了」をクリック

※(8)~(11)は変更しないこと(即時に反映されなくなります)

6. 業務内容、提供サービス	(1) 認定薬剤師の種類及び人数 (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数 (3) 薬局の業務内容 (4) 地域医療連携体制 (5) 疾病又は事業	登録完了	2020/01/09 15:35	入力
7. 実績、結果等に関する事項	(1) 薬局の薬剤師数(常勤換算) (2) 医療安全対策の実施 (3) 情報開示の体制 (4) 症例検討会議の開催の有無 (5) 処方箋を処方した者の数(患者数) (6) 在宅業務(診療を受ける者の居宅等において行う調剤業務)の実施件数 (7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議(行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。)その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数 (8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数 (9) 患者満足度の調査	登録完了	2020/01/09 15:35	入力

すべての入力完了した場合、「申請へ」ボタンをクリックしてください。

申請へ

⑦ 「申請へ」をクリック

⑧ 記入日を記載し、「入力完了」「OK」をクリック

連絡担当者

記入日(※) 2020/04/28

記入者フリガナ

記入者(※) 薬事課

役職名

所属

連絡先電話番号(※) 054-221-2412

info

記入日は最新の日付になっていますか?
OKを押すと申請が完了します。

OK Cancel

入力完了

⇒基本情報等のページに反映されます。

事務連絡
令和2年4月24日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）薬務主管課 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局及び医薬品の販売業 に係る取扱いについて

平素より厚生労働行政の推進に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環として、令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が発出され、対象となる都道府県においては外出自粛や学校の臨時休校の延長等の要請をはじめとする緊急事態措置が講じられたところです。また、その他の自治体においても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に基づき外出自粛の要請等がなされているところです。

今後、緊急事態宣言に基づく更なる緊急事態措置等が講じられた場合、当該措置等に伴う薬剤師又は登録販売者（以下「薬剤師等」という。）のテレワーク対応、通勤自粛や休暇の取得等により、薬局又は医薬品の販売業者の店舗（以下「薬局等」という。）で必要な人員確保が困難となることも想定されます。

こうした場合においても、各地域で必要な医療提供体制や医薬品の提供体制が確保できるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）等に係る取扱いについて、都道府県等から問合せがあった事項等で、他の都道府県等にも周知する必要があると考えられる事項を下記のとおり取りまとめましたので、各地方自治体において業務の参考とし、柔軟な対応をお願いします。

これらの取扱いについては、今般の感染症のまん延防止を図ることの重要性に鑑みた臨時的・特例的なものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。また、今後の状況等を踏まえ、検討、整理を行った上で、必要に応じて、追加で周知いたします。

記

1. 薬局及び医薬品の販売業に係る体制、手続等について

新型コロナウイルス感染症対策のための出勤者の削減等の対応に伴う薬剤師等の取扱い（一時的に他の薬局等で従事する場合を含む。）については、以下のとおりとして差し支えないこと。なお、この場合、薬局開設者又は医薬品の販売業者（以下「薬局開設者等」という。）は、薬局等において保健衛生上支障が生じないように、十分に留意するとともに、以下の（1）から（3）の事項について記録し、保管しておくこと。

（1）管理者の常勤の扱い

薬局等の管理者がテレワーク等を行う場合、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成21年5月8日付け薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。）に基づき、薬局開設者等は、代行者を指定して実地に管理させる必要があること。この場合、管理者は、テレワーク等における勤務時間も勘案して、通知の第3のIの1（5）における常勤として取り扱って差し支えないこと。また、管理者が新型コロナウイルスに感染した等の理由により一時的に管理を行えない場合も同様に、薬局開設者等は代行者を指定して管理を行わせる必要があること。なお、一時的に代行者による管理を行うことに伴う管理者の変更の届出は要さないこと。

（2）管理者の兼務

新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由から、ショッピングモール等の複合施設内にある薬局等がショッピングモール等の閉鎖に伴って一時的に休止した等の場合であって、当該薬局等の管理者が他の薬局等で業務を継続させるために従事する必要があるときは、薬局開設者等が薬局等の管理者としての業務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと認められる場合に限り、必要時に確実に連絡できる体制を確保した上で他の薬局等で一時的に従事することは認められ得ること。この場合、法第7条第3項等に規定する兼務の許可に関しては、各自治体の運用で柔軟な対応をお願いしたいこと。

（3）薬局等の営業時間、従事する薬剤師等の変更

薬局等における従業員の新型コロナウイルス感染等の理由により、やむを得ず、薬局等の営業時間を変更する場合や、薬剤師等が他の薬局等で従事することにより薬事に関する実務に従事する薬剤師等（週当たりの勤務時間数を含む。）を変更する場合は、当該変更が一時的なものであれば、変更の届出を省略して差し支えないこと。

ただし、一時的に薬局等の営業時間や開店時間等を変更する場合においては、薬局等の開店時間等の情報は、薬局等の見やすい場所に掲示する等

により患者等に対して十分に周知すること。また、十分な周知が可能な場合、薬局機能情報提供制度の運用については各自治体で柔軟に取り扱われたい。

また、この場合において、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）に規定する薬局等の業務を行う体制（例えば、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間の一週間の総和が、当該薬局等の開店時間の一週間の総和の二分の一以上であること）を一時的に満たさなくなることについては差し支えないこと。ただし、薬局等の開店時間内は調剤等の業務を行うために必要な薬剤師等を勤務させること。

なお、上記の理由により薬局等を休止し、又は休止した薬局等を再開したときに係る届出は原則として必要であるが、休止期間等に応じて各自治体の運用で柔軟に取り扱われたいこと。

2. 健康サポート薬局について

新型コロナウイルス感染症対策のため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 28 年厚生労働省告示第 29 号。以下「基準告示」という。）で定める健康サポート薬局の基準のうち、以下について一時的に満たさなくなることは差し支えないこと。また、これに伴う変更の届出は要さないこと。なお、この場合、薬局開設者等は、薬局等において健康サポート薬局の機能に支障が生じないように、十分に留意するとともに、当該事項について記録し、保管しておくこと。

(1) 研修を修了した薬剤師の常駐

薬局における従業員の新型コロナウイルス感染や新型コロナウイルス感染症対策のための出勤者の削減等の一時的な対応に伴い、基準告示 3（常駐する薬剤師の資質）の規定による研修を修了した薬剤師が薬局に出勤できない場合においては、当該薬剤師が常駐していなくても差し支えないこと。

(2) 開店時間の設定

薬局における従業員の新型コロナウイルス感染等の理由により、やむを得ず、薬局の開店時間を変更する必要がある場合、基準告示 7 に規定する開店時間の設定を一時的に満たしていなくても差し支えないこと。

3. その他

(1) 申請、届出等の手続について

申請、届出等の受付は郵送等による方法を積極的に活用する等、事業者の外出や接触を減らすために配慮していただき、各自治体の運用で柔軟な対応をお願いしたいこと。

(2) 薬局開設許可更新等の手続について

薬局開設等の許可は6年ごとの更新が必要であるが、更新等の手続における構造設備等の許可基準の確認のための検査については、一時的に書面による確認とする、定期的な立入検査の結果を活用する又は事後に立入検査を実施する等、各自治体の運用で柔軟に対応して差し支えないこと。